

# 甲南大学マネジメント創造学部の任期を定めた教員の任用等に関する規程

平成 20 年 2 月 22 日  
理事会 制定

## (目的)

第 1 条 この規程は、「大学の教員等の任期に関する法律」(平成 9 年法律第 82 号) 第 5 条第 2 項に基づき、甲南大学マネジメント創造学部において、任期を定めて任用する教員(以下「CUBE 任期付教員」という。)に関する事項等について定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 CUBE 任期付教員とは、マネジメント創造学部において、専任教員のうち、任期を定めて任用する教員をいう。

## (任用目的)

第 3 条 CUBE 任期付教員を任用する目的は、「大学の教員等の任期に関する法律」第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれかとする。

## (任用資格等)

第 4 条 任期を定めて任用する教員の資格、任期及び再任に関する事項は、別表第 1 のとおりとする。

## (任用基準)

第 5 条 CUBE 任期付教員の任用基準は、マネジメント創造学部の教員資格審査基準を適用する。

## (任用手続)

第 6 条 CUBE 任期付教員の任用手続は、マネジメント創造学部の教員人事手続規程を適用し、教授会の議を経て、学長の推薦に基づき、理事長が決定する。

## (雇用契約)

第 7 条 CUBE 任期付教員の任用は、当該者と学校法人甲南学園との間で、雇用契約を締結することにより行う。

## (任期中の退職)

第 8 条 CUBE 任期付教員は、当該任期中(当該任期が始まる日から 1 年以内の期間を除く。)であっても、その意思により退職することができる。

## (給与等)

第 9 条 CUBE 任期付教員の給与については、原則として甲南学園給与規程を適用し、雇用契約により定める。

## (教育研究条件)

第 10 条 CUBE 任期付教員の教育研究条件については、以下のものは適用しない。

- (1) 甲南大学在外研究員規程(同規程第 14 条を除く。)及びその関連規程
- (2) 甲南大学国内研究員規程及びその関連規程

## (退職給与金)

第 11 条 CUBE 任期付教員の退職給与金については、甲南大学退職給与金支給規程を適用する。

(規程の適用)

第12条 就業に関する事項等については、この規程に定めるもののほか甲南学園就業規則、甲南大学専任教員授業担当時間数等に関する規程、その他関連規程を適用する。

(公表)

第13条 この規程及びその改廃は、公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1

資格	任期	再任
助教	5年	不可